

平成30年度一般社団法人全国農業会議所 事業計画

I. 情勢と課題

日本経済は、「デフレ脱却」を掲げて規制改革等を進めているが、需給ギャップは縮小傾向にあるものの、依然、景気の持ち直しペースは緩やかで、経済成長率は低迷状態にある。供給面の対策の強化と企業の生産性を高める投資を積極的に進めていく必要が指摘されている。

農業・農村地域を取り巻く状況は、依然、基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手の不足が続き、耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、農業者の所得の向上、新規参入の促進が喫緊の課題となっている。

一方、平成29年11月には米国を除くTPP11が「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」という新たな協定として大筋合意し、平成30年3月8日にチリで署名が行われ、各国が国内手続きに入っている。同年7月に大筋合意された日EU経済連携協定も同年12月に妥結された。しかし、国内対策等も含め多くの積み残し課題が残り、各国の署名・発効が円滑に進むかどうか楽観はできないものの、貿易交渉を巡る状況は大きな一歩を踏み出した。

こうした状況の下、政府・与党は、農業の成長産業化に向けた農業改革に向け、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を策定、平成29年12月には「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、林業と水産業の成長産業化を追加するとともに、卸売市場法や農地法等の関係法制度の見直しを盛り込んだ。

農業委員会組織については、平成28年4月1日の改正農業委員会法施行を踏まえて、平成29年度末までに全国で1,480（87%）の農業委員会が新体制に移行し、重点化された「農地利用の最適化」の取り組みの強化とその成果が強く求められている。

これらの農業・農政および組織を巡る情勢と課題を整理すると、以下の通りである。

1. 国際情勢の不安定化と農政新時代の改革推進

(1) 政府の自由貿易推進の方向性に変化は見られないが、TPP11や欧州連合（EU）との経済連携協定（EPA）の大筋合意がなされた。今後、協定の発効に向けて、国内での政策対応や厳しい交渉への取り組みが求められており、政府が進める農産物の輸出促進などの動きにとって、依然、課題は残っている。

(2) 政府は、平成28年11月に「農業競争力強化プログラム」を決定し、平

成29年度通常国会に「農業競争力強化支援法」を提出し成立した。今後、農業の構造改革の推進と合わせ、生産資材価格の引き下げや農産物の流通・加工構造の合理化のための事業再編の促進に向けた取り組みが進められることとなる。また、平成29年12月に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に、農産物輸出の促進、相続未登記農地の取扱い等に係る関連法案の平成30年通常国会への提出等を盛り込んだ。

- (3) 平成30年産米から国による生産数量の配分をなくし、生産者と集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産に取り組むとした「米政策の転換」に対応して、昨年12月、JA組織をはじめ生産から流通にわたる関係団体を会員とする「全国農業再生推進機構」が設立された。同機構では、国の一定の支援を受けつつ、実需者と産地とのマッチング、情報共有と関係者の主体的な取り組みを促進することとなっている。

2. 担い手への農地集積の推進の加速

- (1) 改正農業委員会法の下で、農業委員会組織については、農地利用の最適化の推進、農地転用許可制度の適正な運用など農地の確保と有効利用の取り組みが期待されている。特に、都道府県農業会議および全国農業会議所については、農業委員会ネットワーク機構としての農業委員会へのサポートの強化が一層求められている。
- (2) 担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造を実現するため、農業委員会組織と農地中間管理機構との農業・農村現場における連携の強化が大きな課題となっている。この中で、「農地情報公開システム（以下、「全国農地ナビ」という。）」による農業委員会組織の農地台帳の整備・公表、農地の利用状況調査および意向調査の計画的な実施と利用調整活動の強化が求められている。
- (3) 農地中間管理機構が借り入れる農地について、農業者の費用負担や関係権利者の同意を求めない基盤整備事業が実施できる土地改良制度の見直しが行われた。さらに全国で93万haと全農地の2割を占める相続未登記農地（所有者不明農地等）の農業上の利用を図るため利用権の設定を可能とする制度の具体化と現場での取り組みが急がれている。

3. 担い手の育成・確保の取り組み

- (1) 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・確保に向けて、後継者への円滑な経営継承と新規参入の促進、担い手を対象とした経営所得安定対策の確立、農業経営の新たなセーフティネットとしての収入保険制度の導入等の取り組みを着実に推進する必要がある。
- (2) 農業の人材力を強化する観点から、農業経営者育成、就職先としての

農業法人等の育成、次世代人材への投資、農業分野における労働力確保等の施策が展開される中、これまでの農業経営者運動のノウハウを活かした農業委員会組織としての人材・経営対策の推進が課題となっている。さらに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえ、今後、生産年齢人口の減少の中で他産業との人材獲得競争が激化することが確実な農業の生産現場において、生産性の向上と人材確保に向けた職場環境づくりをいかに進めていくか検討を急ぐ必要がある。

- (3) 平成30年税制改正により、農業経営基盤強化準備金制度の延長が措置された。今後、平成31年10月に予定されている消費税率引き上げに伴って「酒類および外食を除く飲食料品」について導入予定の軽減税率に対応して、農業者が円滑に対応できるよう対策を強化する必要がある。

4. 改正農業委員会法による新体制への移行

- (1) 平成28年4月1日の改正農業委員会法の施行により、平成30年3月末日時点で1,480委員会、全農業委員会の87%が新体制に移行した。
- (2) 平成30年10月までには、すべての農業委員会の新体制への移行が終了することから、農業委員、農地利用最適化推進委員の定数確保と円滑な選任、「行動する農業委員会」を実現するための運営体制の整備・強化等に万全を期す必要がある。

5. 規制改革推進等の動き

- (1) 規制改革推進会議は平成29年5月23日、生産資材価格の引き下げ、農協改革の着実な推進等を内容とする「規制改革推進に関する第一次答申」をまとめ、11月29日には、コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いと相続未登記農地の農業上の利用の促進を図るとした「新たなニーズに対応した農地制度の見直しに関する意見」をまとめた。
- (2) こうした意見等を踏まえ、政府は12月8日に改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に、卸売市場の改革、森林・林業と水産業の規制改革のほか、相続未登記農地の利用の促進等に向けた農地制度の見直しを盛り込み、政府は「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案」として関係法案を今通常国会に提出し審議される。
- (3) 農業の担い手となる外国人の就労解禁に向けて、国家戦略特別区域法の改正案が平成29年通常国会で成立・公布されたことを踏まえ、今後、本格実施に移る「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」の受け入れ要件や労働条件、雇用就農に与える影響等について、さらに検討を深める必要がある。

6. 農業・農村の活性化と地方創生の推進

- (1) 人口減少社会を迎える中で、地方創生、一億総活躍社会の実現に向けて地域の再生、特に中山間等地域の農業・農村の活性化の取り組みが不可欠となっている。このため、多様な地域資源の積極的な活用による雇用の創出と所得の確保、農業を起点とする6次産業化の推進、地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用等が重要となっている。
- (2) 都市地域については、平成28年5月に閣議決定された「都市農業振興基本計画」を踏まえて、平成29年通常国会で成立した改正生産緑地法をはじめ、今通常国会に提出された都市農地貸借円滑化法案を踏まえ、新たな都市農地の保全のための施策の拡充や税制上の措置等の円滑な周知と対応が課題となっている。
- (3) 東日本大震災・原発事故から7年が経過したが、農地や農業用ダム・ため池等の除染、被災地産食品の風評被害の払拭と信頼回復への取り組みの一層の推進が求められている。また、各地に甚大な被害をもたらしている大型台風や異常気象による集中豪雨などが多発していることから、農地をはじめ、河川やため池などの農業関連施設の強靱化対策や発生後の復旧・復興対策の整備が求められている。

II. 事業推進の重点

以上の情勢と課題を踏まえ、全国農業委員会ネットワーク機構として、農業委員会と会員組織との一層の連携の下、3年間の運動の最終年度を迎える「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」を基礎に、以下の6点を重点事項に、現場重視の取り組みを組織一丸となって展開していく。

あわせて、新組織への移行が終了した平成31年度以降の全国運動について組織検討を進めることとする。

1. 農地利用の最適化に向けた取り組みの強化

- (1) 農業委員会における「農地利用最適化推進指針」の策定と「年度計画」の作成を支援する。また、農業委員会における農地の利用状況調査（農地パトロール）、利用意向調査の計画的な実施を推進する。
- (2) 市町村における「人・農地プラン」の作成・見直しへの農業委員会の積極的な関与と農地中間管理機構の活用による農地の集積・集約化を推進する。また、農地中間管理事業法の5年見直しにあわせ、現場における農地中間管理機構の一層の活用推進を図る観点から、中山間地域等での事業展開の在り方、手続きの簡素化等について検討を進める。
- (3) 「全国農地ナビ」の機能向上を図るとともに、同システムの「フェーズ2」の活用による農地台帳等の一元管理を推進する。

- (4) 相続未登記農地等の利用の促進のための農地制度の見直しに関する法令等の検討を進めるとともに、相続未登記農地等を農業委員会や相続人等の現場の関係者が円滑に農地の利用集積につなげることができるよう取り組みを推進する。

2. 農業経営の基盤強化に向けた支援対策の推進

- (1) 農業者の経営確立に向け、農業簿記記帳・青色申告の啓発・普及推進を図るとともに、農業経営の法人化を推進するため、設立・運営等への相談への対応、研修会・セミナー等の実施を支援する。
- (2) 認定農業者をはじめとする農業経営者の組織化の推進、農業経営者組織の組織運営・活動の支援を行うとともに、法人化指導等の講習会の開催や日常の相談業務を行う。
- (3) 農業の新たなパートナーづくりとしての新規参入（個人、企業等）、第三者経営継承、雇用就農の促進等に向け、「農の雇用事業」、「農業次世代人材投資事業」等を実施するとともに、これまでも取り組んできた「家族経営協定」の締結の促進等と関連させつつ、農業における「働き方改革」のあり方等の検討を深める。

3. 農業者・地域の声をくみ上げた政策提案活動の推進

- (1) 農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」の開催、JA組織をはじめ農業団体や農業経営者組織との連携により、農業・農村現場の声を集約した農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出を行う。また、大きな課題となっている世代交代を踏まえた将来の農地利用の維持等の調査活動を通じて、農政課題に対応した政策提案等の活動を行う。
- (2) 東日本大震災・原発事故、熊本地震等被災地の農地の復旧、被災農業者の経営再建等のための支援施策の強化に向けた農政活動を推進する。

4. 新たな農業委員会制度の下での組織・活動体制の整備・強化

- (1) 平成30年10月1日をもって、残る223農業委員会すべてが改正農業委員会法に基づく新体制に移行することから、これまでの新体制への移行状況等を取りまとめつつ、新体制への円滑な移行のための支援を継続して実施する。
- (2) すでに新体制に移行した農業委員会において、農業委員と農地利用最適化推進委員の現場での連携の強化、農業委員会職員の資質向上と事務局体制の強化の取り組みを支援する。
- (3) 全国農業会議所ホームページにおける農業委員会の「活動計画」、「点

検・評価」の公表を徹底するとともに、農業委員会組織の認知度や存在意義を高めるための情報発信を行う。

5. 農業・農村に関する情報提供活動の推進

- (1) 農地利用最適化推進の横展開、農業施策の普及・浸透等に向けて、「全国農業新聞・全国農業図書」の発行および全国農業会議所ホームページの整備を図る。
- (2) 「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページの活用など、地域の農業者・住民に対する情報提供の取り組みを支援する。

6. 会員組織との連携の強化

- (1) 全国農業会議所の組織・活動が会員組織によって支えられていることを踏まえ、双方向での緊密な連携の下に各種の事業や催し、政策提案・意見の提出等の取り組みを推進する。
- (2) 会員組織に対して農政情報等を定期的に提供するとともに、情報交換や相談対応等の取り組みを強化する。

以上の事業の重点について、「PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）」の着実な実施により各事業の推進の強化を図ることとする。

Ⅲ. 事業計画

1. 農地利用の最適化の取り組みに対する支援と農地情報公開システムの活用促進

(1) 農地利用の最適化の取り組みに対する支援

1) 「農地利用最適化推進指針」等の作成支援

農業委員会が「農地利用最適化指針」を策定することを支援する。指針を踏まえて「活動計画」を策定し、「活動計画の点検・評価」を行い公表することを支援し、農業委員会が農地利用の最適化にPDCAサイクルに基づき取り組み、その取り組みを公表することを支援する。

2) 農地利用の最適化に取り組む体制整備の支援

農業委員会が農地利用の最適化に取り組むため、「人・農地プラン」、

農地中間管理事業を所掌する市町村部局および関係機関・団体との連携の体制整備を図る。特に農業委員会と農地中間管理機構との連携の強化を支援する。

併せて、農業委員会における農地中間管理事業の一層の活用促進、事務手続きの簡素化等の農地利用最適化の施策改善について、検討並びに意見の提出を行う。

3) 農地利用最適化業務に対する支援

① 農業者の意向把握と地域の話し合い活動に対する支援

農業委員と農地利用最適化推進委員が農地利用の最適化に取り組むための支援を行う。具体的には農業者の意向把握（「営農状況・意向調査」等）の取り組み、「人・農地プラン」等地域の話合いを主導し農業の現場で農地の利用調整の取り組みを行うこと等についての支援を行う。

② 農地利用最適化を促進するシンポジウム等の開催

農地中間管理事業関係者の参集も得て、農地利用最適化を促進するためシンポジウム等を開催する。

4) 相続未登記農地・所有者不明農地対策への取り組み

農地の円滑な相続に向けた啓発活動と農地法に基づく届出制度の推進に向けた取り組みを強化する。

相続未登記農地等の利用促進のための農地制度の見直しに関する法令等の検討を進めるとともに、農業委員会における相続未登記農地等の利用集積の取り組みを支援する。

5) 機構集積支援事業、農地利用最適化交付金活用事業についての支援

農地利用の最適化を推進するため国が措置している両事業の活用について支援を行う。

(2) 農地情報公開システムの活用促進に向けた総合的な対策の推進

1) 農地情報公開システムを活用した農地台帳事務の支援

農地情報公開システムの本格稼働を踏まえ、農業委員会等がインターネットサイトの全国農地ナビに最新情報が公表できるよう所要の改修等を進めつつ、その実現に向けて農地台帳事務に関する農業委員会等への支援に取り組む。

2) 全国農地ナビへのアクセス数増加に向けた取り組み

現状、毎月400万～500万のアクセスとなっているインターネットサイトの全国農地ナビについて、開設して3年を経過したこと、また掲載す

るデータの逐次更新が可能となったこと等を勘案し、新規就農や新規参入、移住等に有効なシステムとなるようさらなるアクセス数増加に向けた取り組みを強化していく。

(3) 遊休農地対策の計画的な実施に向けた支援

遊休農地対策を支援するため農地利用状況調査および利用意向調査等に関する実施要領（農地パトロール実施要領）を作成・提供するとともに非農地対策の取り組みについての支援を強化する。

(4) 農地転用許可事務等の適正執行の支援

農工法改正等を踏まえた農地の転用許可事務および違反転用処理、農地所有適格法人等の要件確認事務、農地の下限面積制限の別段の面積設定の取り組み等が円滑かつ適正に執行されるよう助言・協力を行う。

(5) 農業委員会活動の情報発信と農地相談活動の強化

1) 農業委員会事務の実施状況等の公表の取り組みの発信

農業委員会が実施する「活動計画」、「点検・評価」の公表の取り組みを全国農業会議所のホームページからも閲覧を可能とする。

2) 農業委員会の取り組み事例の公表

農業委員会の取り組み事例を収集し、全国農業会議所のホームページや全国農業新聞・全国農業図書などを活用した情報発信を行う。

3) 農地等に関する法律相談活動の実施

農業委員会をはじめ一般の農家等を対象に農地制度の解釈と運用に関する電話および電子メールによる相談活動を行う。

2. 担い手・経営、新規参入、人材育成対策の推進

(1) 担い手・経営対策の推進

1) 担い手・経営対策事業の推進

① 農業者の経営確立に向けた支援対策の実施

農業委員会ネットワーク機構の経営対策の柱のひとつとして、また、収入保険制度の推進にも資するものとして、認定農業者等担い手に対する農業簿記記帳・青色申告の指導・普及推進やその支援を行う。

あわせて、担い手の経営改善およびその経営能力向上に対する支援のため、農業経営者研究大会等の研修会の開催を支援する。

② 農業経営の法人化、経営継承の推進と相談・研修会実施の支援

都道府県農業会議における農業経営の法人化の啓発や法人の設立・運営等に関する相談、研修会・セミナーの実施等を支援する。

また、家族経営の後継者・第三者への経営継承について、アンケート調査等を基にした推進方策の検討・相談体制の整備等を支援する。

③ 全国農業担い手サミットの開催および優良経営体表彰の実施

全国の認定農業者等が一堂に会する「第21回全国農業担い手サミット」を開催県・山形県と連携して開催する。また、優良経営体表彰を全国および都道府県担い手育成総合支援協議会等と連携して実施する。

2) 農業者年金の加入推進と家族経営協定の普及等による女性活躍支援

① 農業者年金の加入推進

農業者年金第4期中期目標の新規加入目標の達成に向け、全国農業者年金連絡協議会（全国のうねん倶楽部）やJAグループ、農業者年金基金と連携して加入推進活動に取り組む。また、全国のうねん倶楽部と共催で「農業者年金加入推進セミナー」（平成30年11月28日）を開催する。

また、農業者年金制度・運用の改善をめぐる現場からの課題の積み上げを踏まえ、同制度が安定的に継続するための活動に取り組む。

② 家族経営協定の普及・定着等による女性活躍支援

農業・農村の男女共同参画、老後生活の安定に向け、女性農業委員（組織）を核に家族経営協定の普及・定着に取り組むとともに、農山漁村女性活躍表彰を関係機関・団体と連携して実施する。

3) 認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業の実施

認定農業者等に対する①省エネルギー・低コスト経営支援緊急対策利子助成金交付事業、②雇用創出経営支援緊急対策利子助成金交付事業、③農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業を実施する。

4) 認定農業者等担い手の組織化・運営の支援

① 農業経営者の意見の農政への反映

全国農業経営者協会、全国認定農業者協議会等の農業経営者組織の事務局として運営支援を行う。とりわけ、農業経営者の意見を農政に反映させるための活動を強化する。

② 組織化の推進と組織間の連携強化

都道府県段階の経営者組織と連携し、担い手の経営発展を図る観点から、都道府県における認定農業者組織等の組織化を推進するとともに、情報の共有化等を図る観点から組織間の連携を強化する。

5) その他事務局担当組織の運営

全国担い手育成総合支援協議会、農山漁村男女共同参画推進協議会、全国農業者年金連絡協議会、(一社)全国農業経営コンサルタント協会、全国生活研究グループ連絡協議会等の事務局として諸活動に取り組む。

(2) 新規参入対策の推進

1) 全国新規就農相談センターによる新規就農の推進

都道府県新規就農相談センター（農業会議、青年農業者等育成センター）等と連携し、新規就農（独立・自営就農、雇用就農）支援を推進する。

2) 新規就農に関する相談・情報提供・マッチングの推進

① 日常的な就農相談と就農相談会における相談活動の実施

都道府県新規就農相談センターと連携して就農相談員を全国に配置し、面談および電話等による相談や全国主要都市で開かれる就農相談会等でのブース相談を実施する。

② 就農・求人情報の収集・提供等

農業法人等の求人や地方自治体の就農者受入支援等の情報収集・提供、新規就農に関する調査、関係資料の作成等を実施する。

③ 関係機関等との連携によるマッチングの推進

市町村農業委員会や都道府県農業会議、JAグループ、民間企業等と連携し、「募集・研修・就農・定着の一貫体制」の構築に取り組む。

3) 農業就業体験・研修の推進

学生および社会人を対象とした農業法人等における「農業インターンシップ」、就農準備校である日本農業実践学園と連携して、「チャレンジ・ザ農業体験・研修」を実施する。

4) 新規参入マニュアルの作成・提供

新規就農希望者向けのマニュアル（就農案内読本）を作成し提供する。

5) 農業への企業参入に向けた支援

「農業参入法人連絡協議会」の事務局として、農業に参入する意向のある企業等に対する相談活動等を行う。

6) 農業次世代人材投資事業の実施

農業次世代人材投資資金の都道府県への配分と進行管理、交付・就農状況等のデータベースの運用、全国段階の農業教育機関における資金交付希望者の審査・現地確認および資金の交付等を実施する。

7) 農の雇用事業の推進

都道府県農業会議と連携し、農業法人等が新規採用者や次世代の農業経営者、法人設立を目指す独立就農希望者と農業経営継承希望者に対して行うOJT研修を支援する。

8) 各種協議会の運営支援と事業連携

「新・農業人ネットワーク」（新規参入者と就農希望者の全国交流組織）、「全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク」（農業に関わる社会保険労務士の組織）等の事務局として、新規就農の喚起および雇用改善の啓発活動等の活動を支援する。

(3) 人材育成対策の推進

1) 外国人技能実習生に対する技能評価試験等の実施

外国人技能実習制度の農業界唯一の試験実施機関として、外国人技能実習生に対する「農業技能評価試験」を厳正かつ適正に実施するとともに、同制度が適切に実施されるための研修、相談活動等にも取り組む。

また、国家戦略特区制度で創設された「農業支援外国人受入事業」における受入農業経営体に対するサポート、外国人材の技能の評価する試験について検討を図り、その対応に取り組む。

2) 農業技術検定制度の推進

「日本農業技術検定」を実施する「日本農業技術検定協会」の事務局として、3つの等級（1、2、3級）の学科試験（平成30年7月14日および同12月8日）と2つの等級（1、2級）の実技試験（平成30年11月および同12月）を実施する。

3. 農政対策および調査活動の推進

(1) 農政対策の推進

1) 農業委員会会長大会等における意見の提出

全国農業委員会会長大会（平成30年5月30日）および全国農業委員会会長代表者集会（平成30年11月29日）において、農業委員会における「地域の農業者等との意見交換会」の実施を通じた農業者・地域の意見集約および農業経営者組織やJAグループをはじめとする会員組織の声をくみ上げ、農地利用最適化推進施策の改善に関する意見の提出や東日本大震災・原発事故、熊本地震等被災地の農地の復旧、経営再建等の重要農政課題に対応した政策提案・農政活動に取り組む。

また、中山間および島しょ地域の農地の保全・活用等に向けた検討を行い、政府・国会への提案・要請活動に取り組む。

2) 予算・税制・規制改革対策の取り組み

農地・担い手関連を中心とした予算の確保に万全を期すとともに、農地・担い手関連税制対策に取り組む。とりわけ都市農地関係、消費税軽減税率関係の税制について、普及資料の作成と啓発・相談活動を行う。

また、規制改革、地方分権、国家戦略特区等の動向についても情報収集活動を行い、政府・国会への提案・要請活動に取り組む。

3) 農政情報の収集・提供

迅速かつ正確な国会情勢等農政情報の収集および「農政対策ニュース」の内容の充実・タイムリーな発行を通じた情報提供ならびに「全国農業新聞」を活用した広報活動の強化を図る。

4) 事務局担当組織の運営

「全国農業委員会都市農政対策協議会」、「農政推進協議会」、「国内麦生産流通改善連絡協議会」の事務局として諸活動に取り組む。

(2) 調査活動の推進

1) 農地価格・農業労賃調査の実施

「田畑売買価格等に関する調査」、「農作業料金・農業労賃に関する調査」を実施するほか、必要に応じて機動的な各種調査ならびに情報の収

集・整理を実施する。

2) 農業・農委組織関係調査の実施

また、「新制度移行時の農業委員会の状況調査」を継続するとともに、政策提案等の基礎資料とするため、「農業委員会制度・組織に関する検討会（遊休農地対策検討会）」に農業・農村の当事者等による委員の拡充を行い、その開催等により、適宜、農村の実情や農業経営体の実情および意向、農地利用の状況、地域農政の推進体制等に関する調査・検討を行う。

4. 農地利用の最適化に向けた組織・活動の整備・強化

(1) 改正農業委員会法に基づく組織強化の推進

1) 改正農業委員会法の理解促進と円滑な移行への支援

平成30年度に新体制へ移行する委員会の円滑な移行のための助言・協力を行う。

2) 組織変更後の課題等への対応

新体制移行調査の実施公表等を通じて組織変更後の市町村農業委員会、都道府県農業会議の組織の課題・問題点を把握し、政府・国会への要請活動を実施するなど、適宜必要な対策を講じる。

(2) 農業委員会等の資質向上に向けた取り組み

1) 都道府県農業会議に対する研修会、会議の開催

都道府県農業会議を対象とした研修会、会議を開催する。

2) 都道府県農業会議等が主催する研修会への支援等

都道府県農業会議や市町村農業委員会が主催する研修会、会議に出席したり講師等の斡旋等により支援を講じる。

(3) 農業委員会組織・活動の強化に向けた取り組み

1) 全国農業委員会会長大会等の開催

「平成30年度全国農業委員会会長大会」（平成30年5月30日）、「平成30年度全国農業委員会会長代表者集会」（平成30年11月29日）を開催する。

2) 「全国農業委員会女性協議会」および「全国農業委員会職員協議会」の活動支援

全国農業委員会女性協議会、全国農業委員会職員協議会の事務局として「女性の農業委員会活動推進シンポジウム」（平成31年3月）や、「農業委員会職員全国研究会（仮称）」の開催等の活動を支援する。

3) 農業委員会組織の業務推進を支援する相談窓口の活動

都道府県農業会議および農業委員会を対象に、組織運営、業務推進に関する相談窓口としての活動を行うとともに、相談事例の収集・提供を行う。

4) 農業委員会巡回活動の実施

都道府県農業会議と連携して市町村農業委員会の巡回活動を実施する。

(4) 農業委員会組織の体制強化

1) 農業委員会組織予算の確保に向けた取り組み

農業委員会組織・活動に必要な予算確保に向けた全国段階の対策を講じるとともに、都道府県・市町村段階の対応についての助言・協力を行う。とりわけ、平成30年度農業委員会関係予算を活用した農地利用最適化推進委員の委嘱等の体制整備を推進する。

2) 農業委員会事務局の体制強化に向けた支援

農業委員会事務局職員の増員、農地制度・実務に精通した職員の確保等、農業委員会事務局の体制強化に向けた取り組みを推進するとともに、農業委員会相互の連携のための助言・協力を行う。

3) 都道府県農業会議の体制強化に向けた助言・協力

都道府県農業会議の組織運営、会員ならびに会費の確保対策等についての助言・協力を行う。

5. 情報提供事業(全国農業新聞・全国農業図書等)の推進

(1)「全国農業新聞」の発行と普及推進

年間46号(原則月4回、金曜日)を発行し、市町村農業委員会による「全国農業新聞」を活用した情報提供活動を支援する。

(2)「全国農業図書」の刊行と活用の促進

1) 農地制度と農地利用最適化推進に関する図書の刊行と活用

農業委員会・農地制度の適正執行と農地利用最適化の推進に向けて、農業委員会ネットワークが担う農地、経営、人材、農政対策に関連した図書の改訂と新規刊行に取り組み、市町村農業委員会による活用と市町村等の関係機関・団体、農業者等への幅広い情報提供活動を支援する。

2) 定期刊行物の刊行等

- ① 農林漁業新規就業情報誌(フリーペーパー)『iju info (イジュウ・インフォ)』を年間2回刊行する。
- ② 『農政調査時報』を年間2回刊行する。
- ③ 農業者年金情報誌『のうねん』(年6回刊行)の普及活用を支援する。

(3) その他の情報提供活動の実施

1)「全国情報会議」の開催

農業委員会における情報提供活動の強化を目指し、全国の農業委員会会長等関係者を参集して「平成30年度全国情報会議(平成30年4月12日)」を開催する。

2)「農業委員会だより」の発行支援とコンクールの実施

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌・ホームページの活用など、農業委員会が行う独自の情報提供活動を支援する。

また、「第25回農業委員会だよりコンクール」を実施して、農業委員会の支援を強化する。

3) 海外農業事情視察団の派遣

海外の農業・農村事情や農業政策のあり方など、農業者や農業関係

者が見聞を広め、認識を深める機会を提供するため、全国農業新聞読者等を対象とした海外農業事情視察団を派遣する。

4) 情報通信技術による総合メディア対応の検討

全国農業新聞・電子版のさらなる展開、外部ウェブサイトとの連携など、情報発信の対応について検討する。

6. 会員組織との連携の強化等

(1) 諸会議の開催および会員組織との連携

総会、理事会、監事会のほか、都道府県農業会議会長会議、学識経験会員懇談会、中央会員連絡会、都道府県農業会議事務局長会議等を開催する。また、必要に応じて顧問会議、常設委員会、特別委員会等の会議を開催する。

加えて、会員組織との連携を図るため、会員組織や関係団体等との情報交換等に取り組む。

(2) 組織運営の効率化および人材育成の強化

一般社団法人としての規程の整備、会計・決算処理を円滑に進めるため、各都道府県農業会議に対する支援を行うとともに、本会ならびに都道府県農業会議の業務の効率化に取り組む。

また、農業委員会ネットワーク機構職員の能力開発・人材育成に引き続き取り組む。

(3) 広報活動および情報セキュリティ対策の強化

1) 広報活動の充実・強化

ホームページをはじめとする様々な媒体を活用して、農政、農地、担い手、就農等の関係情報・資料等の提供に当たるほか、農業者ほかからの問い合わせ等への対応について、関係部署と連携して取り組む。

また、会員組織との情報共有等を促進するため、広報活動の強化に取り組む。

2) 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティに対するリスクマネジメントは重要な経営課題のひとつであり、各種業務において、引き続き、個人情報等の取扱いに留意するほか、個人情報等の取扱体制の整備や職員の研修等に取り組む。